

平成30年11月22日提出

閱 覧 用

平成30年11月市議会定例会

議 案

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第18号	専決処分の報告について（物損事故に係る損害賠償）	1

議案番号	件 名	ページ
議案第67号	平成30年度島田市一般会計補正予算（第3号）	2
議案第68号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	6
議案第69号	平成30年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	8
議案第70号	平成30年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	11
議案第71号	平成30年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	13
議案第72号	平成30年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	15
議案第73号	平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）	17
議案第74号	平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）	18
議案第75号	島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について	19
議案第76号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	23
議案第77号	島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例について	25
議案第78号	工事請負契約について	29
議案第79号	指定管理者の指定について（島田市立養護老人ホームぎんもくせい）	30
議案第80号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉）	31
議案第81号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉ホテル）	32
議案第82号	指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり）	33
議案第83号	市道路線の認定について	34

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第67号	平成30年度島田市一般会計補正予算（第3号）	35
議案第68号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	57
議案第69号	平成30年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	64
議案第70号	平成30年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	71
議案第71号	平成30年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	77
議案第72号	平成30年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	84
議案第73号	平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）	90
議案第74号	平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）	104

（注記）天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行に伴い、平成31年5月1日に新天皇が即位し、元号が改められることとなります。現時点では新元号が公表されていないため、平成31年5月以後の日付については和暦（平成）及び西暦を併記することを原則としていますが、会計年度については書式等の都合上和暦で表記しています。

報 告

報告第18号

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第13号

専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月5日専決

島田市長 染 谷 絹 代

損害賠償 の 額	310,696円
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●●●●
事故発生 年 月 日	平成30年8月25日
事故発生 場 所	島田市川根町葛籠210番2
事 故 の 概 要	七曲パラグライダーパーク内の登坂路に駐車していた公用車を坂道発進させようとしたところ、エンジンをかける前に操作を誤って後退させてしまい、後方に駐車していた相手方車両の前部に衝突し、損傷させたもの

予 算 書

一般会計予算書

平成30年度島田市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,269,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,462,847	290	4,463,137
	2 国庫補助金	872,481	290	872,771
15 県支出金		3,241,195	3,690	3,244,885
	2 県補助金	1,417,061	290	1,417,351
	3 委託金	200,961	3,400	204,361
18 繰入金		2,214,571	10,000	2,224,571
	1 基金繰入金	2,208,066	10,000	2,218,066
19 繰越金		683,361	72,129	755,490
	1 繰越金	683,361	72,129	755,490
20 諸収入		962,665	7,906	970,571
	5 雑入	803,713	7,906	811,619
歳入合計		38,175,374	94,015	38,269,389

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		230,412	△585	229,827
	1 議会費	230,412	△585	229,827
2 総務費		3,751,968	42,418	3,794,386
	1 総務管理費	2,719,554	25,194	2,744,748
	2 徴税費	433,967	5,066	439,033
	3 戸籍住民基本台帳費	167,727	6,726	174,453
	4 選挙費	26,437	4,001	30,438
	6 監査委員費	35,967	1,431	37,398
3 民生費		13,019,422	22,853	13,042,275
	1 社会福祉費	5,339,397	6,619	5,346,016
	2 児童福祉費	6,393,650	14,386	6,408,036
	3 生活保護費	656,587	1,848	658,435
4 衛生費		4,580,069	△18,930	4,561,139
	1 保健衛生費	2,608,493	△2,976	2,605,517
	2 清掃費	1,971,576	△15,954	1,955,622

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林業費		1,268,149	3,174	1,271,323
	1 農業費	927,924	△275	927,649
	2 林業費	340,225	3,449	343,674
7 商工費		834,710	△4,629	830,081
	1 商工費	834,710	△4,629	830,081
8 土木費		3,989,333	20,611	4,009,944
	1 土木管理費	334,352	10,300	344,652
	4 都市計画費	1,727,630	33,020	1,760,650
	5 住宅費	283,033	△22,709	260,324
9 消防費		1,555,236	△185	1,555,051
	1 消防費	1,555,236	△185	1,555,051
10 教育費		4,117,862	△712	4,117,150
	1 教育総務費	449,592	2,315	451,907
	2 小学校費	767,772	△902	766,870
	3 中学校費	287,280	△8,943	278,337
	5 社会教育費	1,018,509	△10,122	1,008,387
	6 保健体育費	1,512,741	16,940	1,529,681
11 災害復旧費		40,000	30,000	70,000
	1 農林業施設災害復旧費	20,000	30,000	50,000
歳 出 合 計		38,175,374	94,015	38,269,389

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
事務機器賃借料	平成31年度から 平成33年度まで	千円 12,042
会議録検索システム使用料	平成31年度から 平成35年度まで	1,977
市民活動中間支援委託	平成31年度	5,375
特別徴収に関するつづり印刷製本	平成31年度	1,539
県議会議員選挙投票所駐車場整理委託	平成31年度	519
県議会議員選挙ポスター掲示場設置等委託	平成31年度	3,072
県議会議員選挙期日前投票事務委託	平成31年度	2,826
コミュニティバス運行管理委託	平成31年度	299,827
養護老人ホームぎんもくせい管理運営委託	平成31年度から 平成35年度まで	626,065
後期高齢者人間ドック検診委託	平成31年度	800
斎場火葬及び受付委託	平成31年度から 平成33年度まで	105,445
ごみ資源収集運搬委託	平成31年度	174,000
外国人英語指導委託	平成31年度から 平成33年度まで	59,220
スクールバス運行管理委託	平成31年度	24,424
小学校教員用教科書等購入	平成31年度	146
島田第四小学校仮設校舎賃借料	平成31年度から 平成33年度まで	346,400
島田第四小学校浄化槽設置工事	平成31年度	22,032
中学校教員用教科書等購入	平成31年度	3,064
島田市民総合施設プラザおおり管理運営委託	平成31年度から 平成35年度まで	298,074

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第68号

平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,562,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		709,603	283	709,886
	1 一般会計繰入金	709,602	283	709,885
歳入合計		10,562,333	283	10,562,616

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		155,386	283	155,669
	1 総務管理費	140,263	283	140,546
歳出合計		10,562,333	283	10,562,616

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
国民健康保険人間ドック検診委託	平成31年度	千円 2,000

簡 易 水 道 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第69号

平成30年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度島田市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		52,246	△3,455	48,791
	1 一般会計繰入金	52,246	△3,455	48,791
3 繰越金		600	7,602	8,202
	1 繰越金	600	7,602	8,202
歳入合計		392,120	4,147	396,267

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		371,305	4,139	375,444
	1 総務管理費	371,305	4,139	375,444
2 公債費		20,215	8	20,223
	1 公債費	20,215	8	20,223
歳出合計		392,120	4,147	396,267

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
簡易水道事業	千円 133,500	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 147,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
辺地対策事業	52,500	同上	同上	同上	38,100	同上	同上	同上

公 共 下 水 道 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第70号

平成30年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度島田市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,407,409千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		531,749	10,897	542,646
	1 一般会計繰入金	531,749	10,897	542,646
5 繰越金		8,000	1,742	9,742
	1 繰越金	8,000	1,742	9,742
歳入合計		1,394,770	12,639	1,407,409

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		961,188	12,639	973,827
	1 総務管理費	104,218	12,639	116,857
歳出合計		1,394,770	12,639	1,407,409

介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第71号

平成30年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,256,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,297,244	9,277	1,306,521
	1 一般会計繰入金	1,219,002	9,277	1,228,279
歳入合計		8,247,502	9,277	8,256,779

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		229,005	9,277	238,282
	1 総務管理費	181,134	9,277	190,411
歳出合計		8,247,502	9,277	8,256,779

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
高齢者等配食サービス事業委託		平成31年度				千円 19,802

介護サービス事業
特別会計予算書

議案第72号

平成30年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度島田市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		4,300	3,799	8,099
	1 一般会計繰入金	4,300	3,799	8,099
4 繰越金		3,000	8,620	11,620
	1 繰越金	3,000	8,620	11,620
歳入合計		70,699	12,419	83,118

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,231	12,419	60,650
	1 総務管理費	48,231	12,419	60,650
歳出合計		70,699	12,419	83,118

水道事業会計
予算書

議案第73号

平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度島田市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度島田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,154,621千円	96千円	1,154,717千円
第2項 営業外収益	83,659千円	96千円	83,755千円
支		出	
第1款 水道事業費用	1,050,089千円	17,456千円	1,067,545千円
第1項 営業費用	1,001,175千円	17,456千円	1,018,631千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	115,366千円	17,276千円	132,642千円

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第74号

平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度島田市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度島田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	13,633,728千円	26,686千円	13,660,414千円
第1項 医業費用	12,961,571千円	26,686千円	12,988,257千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	7,383,827千円	20,123千円	7,403,950千円

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

条 例 そ の 他

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例

島田市災害等による市税の減免条例（平成17年島田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「疾病、傷害（以下「傷病」という。）等により」を「傷病により所得の著しい減少若しくは」に改め、「異常の出費」の次に「（医療費その他傷病に係る出費（保険金等により補填されるべき金額を除く。）で特に多額であるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（市民税の減免）

第2条 市長は、災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

(1) 死亡した場合 全部

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 全部

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合 100分の90

2 市長は、市民税の納税義務者のうち前年（減免の申請があった日（災害による場合は、その被害を受けた日）が1月から3月までの間にある場合は、前々年とする。以下同じ。）の合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が400万円以下のものであって、災害及び傷病により所得が著しく減少したと認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める所得の減少の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	所得の減少の程度及び減免の割合		
	前年の合計所得金額の100分の70以上のもの	前年の合計所得金額の100分の50以上100分の70未満のもの	前年の合計所得金額の100分の20以上100分の50未満のもの
200万円以下であるとき。	全部	100分の80	100分の60

200万円を超え300万円以下であるとき。	100分の90	100分の70	100分の50
300万円を超えると き。	100分の80	100分の60	100分の40

- 3 市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が200万円以下のものであって、傷病により異常の出費があったと認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める異常の出費の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	異常の出費の程度及び減免の割合		
	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の70以上のもの	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の50以上100分の70未満のもの	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の20以上100分の50未満のもの
100万円以下であるとき。	全部	100分の80	100分の60
100万円を超え150万円以下であるとき。	100分の90	100分の70	100分の40
150万円を超えると き。	100分の80	100分の50	100分の20

- 4 市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下のものであって、その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の100分の30以上であると認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める損害の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	損害の程度及び減免の割合	
	損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の50以上のもの	損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の30以上100分の50未満のもの
500万円以下であるとき。	全部	100分の50
500万円を超え750万円以下であるとき。	100分の50	100分の25
750万円を超えると き。	100分の25	100分の12.5

- 5 前各項の規定にかかわらず、冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合には、市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）であって、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の100分の30以上であるものに対しては、市民税の所得割の額（農業所得以外の所得がある場合は、当該年度分の市民税の所得割の額を前年における農業所得の金額の合計所得金額に対する割合で按分して得た額をいう。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

- (1) 前年の合計所得金額が300万円以下であるとき 全部
- (2) 前年の合計所得金額が300万円を超え400万円以下であるとき 100分の80
- (3) 前年の合計所得金額が400万円を超え550万円以下であるとき 100分の60
- (4) 前年の合計所得金額が550万円を超え750万円以下であるとき 100分の40
- (5) 前年の合計所得金額が750万円を超えるとき 100分の20

第3条中「納税者」を「納税義務者」に、「が著しかったとき、（保険金等により補てんされたものを除く。）」を「（保険金等により補填されたものを除く。）が著しいと認められるもの」に、「かつ、異常の出費」を「若しくは異常の出費」に、「ときは、次の区分」を「ものに対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 災害により土地に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合
 - ア 被害面積が当該土地の面積の100分の80以上のとき 全部
 - イ 被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満のとき 100分の80
 - ウ 被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満のとき 100分の60
 - エ 被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満のとき 100分の40
- (2) 災害により家屋に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合
 - ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 全部
 - イ 主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき 100分の80
 - ウ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき 100分の60
 - エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき 100分の40
- (3) 災害により償却資産に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合
 - ア 当該償却資産の価格の100分の80以上の価値を減じたとき 全部
 - イ 当該償却資産の価格の100分の60以上100分の80未満の価値を減じたとき

100分の80

ウ 当該償却資産の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき
100分の60

エ 当該償却資産の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき
100分の40

(4) 傷病により所得が著しく減少し、又は異常の出費を要する等のため生活困難な
場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 市長が別に定める減免判定基準による総指数（以下「減免総指数」という。）
が20以下のとき 全部

イ 減免総指数が20を超え30以下のとき 100分の70

ウ 減免総指数が30を超え40以下のとき 100分の50

エ 減免総指数が40を超え50以下のとき 100分の30

第4条中「その被害」を「、その被害」に、「以後最初に到来する納期限に係る税
額分」を「の属する年度（次項において「対象年度」という。）分の市税について、当
該申請のあった日（災害による場合は、当該被害を受けた日）以後最初に到来する納
期限に係る税額分（既に納付されたものを除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同
条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象年度分の市税について、減免の申請のあった日
（災害による場合は、その被害を受けた日）以後到来する納期限がないときは、対
象年度の翌年度分の市税について、前2条の規定を適用することができる。

3 第2条の規定による減免は、納付の方法が特別徴収による場合は、当該減免の申
請があった日（災害による場合は、その被害を受けた日）の属する月の初日以後に
おいて特別徴収すべき税額について適用する。

第5条中「納期前7日」の次に「（災害による場合は、市長が別に定める日）」を
加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島田市災害等による市税の減免条例の規定は、この条例
の施行の日以後に減免を申請した者（災害による場合は、同日以後に被害を受けた
者）について適用し、同日前に申請した者（災害による場合は、同日前に被害を受
けた者）については、なお従前の例による。

議案第76号

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年島田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第1項中「第41条第10項」を「法第41条第10項」に改める。

第31条第2項第2号オ中「第33条第1項第15号」を「第33条第1項第16号」に改める。

第33条第1項第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同項中第27号を第29号とし、第21号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、同項第20号中「以下」を「次号及び第23号において」に改め、同号を同項第

21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第1項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第34条第1号中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号

島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例について

島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例

島田市総合スポーツセンター条例（平成21年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1 施設利用料(1) メインアリーナの表を次のように改める。

- (1) メインアリーナ
ア 夏期

利用区分			利用時間及び利用料				
			午前	午後	夜間	昼間	全日
			午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	6,070円	6,910円	6,070円	13,840円	20,780円
		市内に住所を有しないもの	18,220円	20,740円	18,220円	41,530円	62,340円
	その他の者	12,150円	13,830円	12,150円	27,690円	41,560円	
入場料を徴収する場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	12,240円	13,910円	12,240円	27,010円	40,120円	
	市内に住所を有しないもの	36,730円	41,730円	36,730円	81,030円	120,360円	

		その他の者	24,490円	27,820円	24,490円	54,020円	80,240円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	15,330円	17,400円	15,330円	33,590円	49,780円
		市内に住所を有しないもの	45,990円	52,210円	45,990円	100,780円	149,350円
		その他の者	30,660円	34,810円	30,660円	67,190円	99,570円
入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	40,010円	45,380円	40,010円	86,250円	127,130円
		市内に住所を有しないもの	120,040円	136,150円	120,040円	258,760円	381,400円
		その他の者	80,030円	45,380円	80,030円	172,510円	254,270円

イ 夏期以外の期間

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	6,170円	6,990円	6,170円	13,160円	19,330円
	入場料を徴収する場合	18,510円	20,980円	18,510円	39,490円	58,010円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	24,680円	27,970円	24,680円	52,660円	77,340円
	入場料を徴収する場合	74,050円	83,930円	74,050円	157,980円	232,040円

	場合				
--	----	--	--	--	--

別表の1 施設利用料(9)卓球場の表中「1回」の次に「1台」を加える。

別表の1 施設利用料の表備考中8を14とし、7を13とし、同表備考6中「市内に住所を有しない者(市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。)又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体」を「市内に住所を有しないもの」に改め、「場合」の次に「(メインアリーナを夏期に利用する場合を除く。)」を加え、同表備考6を同表備考12とし、同表備考5中「メインアリーナ」の次に「(夏期に利用する場合を除く。)」を加え、「及び研修室を高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体」を「又は研修室を高校生以下の団体」に改め、同表備考5を同表備考11とし、同表備考中4を削り、3を10とし、同表備考2中「メインアリーナ」及び「サブアリーナ」の次に「の一部」を加え、同表備考2に次のただし書を加え、同表備考2を同表備考8とする。

ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき590円とする。

別表の1 施設利用料の表備考8の次に次のように加える。

9 卓球場を1時間単位で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1台につき60円(高校生以下の者が利用する場合は、30円)とする。

別表の1 施設利用料の表備考1中「及び弓道場」を「又は弓道場」に改め、同表備考1を同表備考7とし、その前に次のように加える。

1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

2 「高校生以下の者」とは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在学する者(これらに準ずる者として市長が認める者を含む。)をいう。

3 「高校生以下の団体」とは、高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体をいう。

4 「市内に住所を有しないもの」とは、市内に住所を有しない者(市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。)又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

5 メインアリーナを夏期に利用する場合は、別表の3 冷暖房利用料の表に規定するメインアリーナの冷暖房利用料を徴収しない。

6 メインアリーナを夏期に利用する場合において、気温、天候等を勘案して冷房を使用することが適当でないものとして規則で定めるときの利用料の額は、夏期以外の期間の利用料の額とする。

別表の3 冷暖房利用料の表中

「サブアリーナ	1時間につき	1,850円」
を		
「メインアリーナ(冷房)	1時間につき	1,710円
メインアリーナ(暖房)	1時間につき	1,370円
サブアリーナ	1時間につき	1,850円」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 メインアリーナの一部を利用する場合の冷暖房利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額にメインアリーナの総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 2 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の冷房利用料の額は1人当たり1時間につき290円とし、暖房利用料の額は1人当たり1時間につき230円とする。
- 3 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

別表の4 附帯設備利用料の表中

卓球用具	一式	100円
------	----	------

を

卓球用具	一式	100円
トランポリン	一式	300円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の島田市総合スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

1 契約の目的

平成30年度循環型社会形成推進交付金事業（島田市クリーンセンター）汚泥再生処理センター整備工事

2 契約金額

2,030,400,000円

3 契約の方法

制限付き一般競争入札

4 契約の相手方

東京都品川区南大井六丁目26番3号
日立造船株式会社東京本社
環境営業統括部長 小木 均

議案第79号

指定管理者の指定について

島田市立養護老人ホームぎんもくせいの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市立養護老人ホームぎんもくせい	牧之原市坂部2151番地2	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園	平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで

指定管理者の指定について

島田市川根温泉の指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市川根温泉	島田市川根町笹間渡220番地	株式会社川根町温泉	平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで

指定管理者の指定について

島田市川根温泉ホテルの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市川根温泉ホテル	島田市金谷東二丁目1112番地の2	大井川鐵道株式会社	平成31年(2019年)7月1日から平成36年(2024年)6月30日まで

指定管理者の指定について

島田市民総合施設プラザおおりの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市民総合施設 プラザおおり	島田市本通五丁目 2番の2	株式会社まちづく り島田	平成31年(2019年) 4月1日から平成 36年(2024年)3月 31日まで

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

平成30年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 路線数
1 路線
- 2 路線の延長
340.0メートル
- 3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間			
	起	点	路線の 延長(m)	
	終	点		路線の 幅員(m)
横岡新田16号線	横岡新田字堤間425番1地先		340.0	6.0~9.0
	横岡新田字堤間1番1地先			

予 算 に 関 す る
説 明 書

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,462,847	290	4,463,137
15 県支出金	3,241,195	3,690	3,244,885
18 繰入金	2,214,571	10,000	2,224,571
19 繰越金	683,361	72,129	755,490
20 諸収入	962,665	7,906	970,571
歳入合計	38,175,374	94,015	38,269,389

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	230,412	△585	229,827				△585
2 総務費	3,751,968	42,418	3,794,386	3,400			39,018
3 民生費	13,019,422	22,853	13,042,275	580			22,273
4 衛生費	4,580,069	△18,930	4,561,139				△18,930
6 農林業費	1,268,149	3,174	1,271,323				3,174
7 商工費	834,710	△4,629	830,081				△4,629
8 土木費	3,989,333	20,611	4,009,944				20,611
9 消防費	1,555,236	△185	1,555,051				△185
10 教育費	4,117,862	△712	4,117,150			10,000	△10,712
11 災害復旧費	40,000	30,000	70,000				30,000
歳出合計	38,175,374	94,015	38,269,389	3,980		10,000	80,035

2 歳 入

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	135,477	290	135,767
計	872,481	290	872,771

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県補助金	580,161	290	580,451
計	1,417,061	290	1,417,351

(款)15 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	178,140	3,400	181,540
計	200,961	3,400	204,361

(款)18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 学校施設整備基金繰入金	148,000	10,000	158,000
計	2,208,066	10,000	2,218,066

(款)19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	683,361	72,129	755,490
計	683,361	72,129	755,490

(款)20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	800,850	7,906	808,756
計	803,713	7,906	811,619

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	290	子ども・子育て支援交付金 290

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	290	子育て支援事業費交付金 290

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	3,400	県議会議員選挙費委託金 3,400

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 学校施設整備基金繰入金	10,000	学校施設整備基金繰入金 10,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	72,129	前年度繰越金 72,129

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 衛生雑入	7,906	川根地区広域施設組合清算金 7,906

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	230,412	△585	229,827				△585
計	230,412	△585	229,827				△585

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,444,258	20,390	1,464,648				20,390
7 行政経営費	80,398	1,672	82,070				1,672
9 情報管理費	247,418	3,132	250,550				3,132
計	2,719,554	25,194	2,744,748				25,194

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	243,155	△8,934	234,221				△8,934
2 賦課徴収費	190,812	14,000	204,812				14,000
計	433,967	5,066	439,033				5,066

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	167,727	6,726	174,453				6,726
計	167,727	6,726	174,453				6,726

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	16,020	601	16,621				601
3 県議会議員選挙費	10,076	3,400	13,476	3,400			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△738	2 職員給与費	△585
3 職員手当等	△297	一般職	△585
4 共済費	450		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,333	2 職員給与費	20,390
3 職員手当等	12,174	特別職	321
4 共済費	5,883	一般職	20,069
13 委託料	1,672	4 人事管理費	211
		人事管理システム運用経費	211
		5 財政事務費	1,461
		財務会計システム運用経費	1,461
11 需用費	972	1 電算機器等管理費	3,132
13 委託料	2,160	電算機器維持経費	3,132

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,319	1 職員給与費	△8,934
3 職員手当等	△2,581	一般職	△8,934
4 共済費	△34		
23 償還金、利子及び 割引料	14,000	3 徴収事務費	14,000
		市税過誤納付金払戻金	14,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	3,504	1 職員給与費	6,726
3 職員手当等	1,826	一般職	6,726
4 共済費	1,396		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	562	2 職員給与費	601
3 職員手当等	259	一般職	601
4 共済費	△220		
3 職員手当等	970	2 職員給与費	970
18 備品購入費	2,430	一般職	970

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	26,437	4,001	30,438	3,400			601

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	35,967	1,431	37,398				1,431
計	35,967	1,431	37,398				1,431

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	295,452	△6,740	288,712				△6,740
7 国民健康保険費	709,602	283	709,885				283
8 介護保険費	1,219,002	9,277	1,228,279				9,277
9 介護サービス費	4,300	3,799	8,099				3,799
計	5,339,397	6,619	5,346,016				6,619

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	630,949	14,386	645,335	580			13,806
計	6,393,650	14,386	6,408,036	580			13,806

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	42,389	1,848	44,237				1,848
計	656,587	1,848	658,435				1,848

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		3 選挙執行経費	2,430
		選挙執行経費	2,430

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	485	2 職員給与費	1,431
3 職員手当等	326	一般職	1,431
4 共済費	620		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△7,559	2 職員給与費	△10,380
3 職員手当等	△898	一般職	△10,380
4 共済費	△1,923	4 福祉総合システム費	3,640
13 委託料	3,640	福祉総合システム運用経費	3,640
28 繰出金	283	1 国民健康保険事業特別会計繰出金	283
		国民健康保険事業特別会計事務費等繰出金	283
28 繰出金	9,277	1 介護保険事業特別会計繰出金	9,277
		介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金	9,277
28 繰出金	3,799	1 介護サービス事業特別会計繰出金	3,799
		介護サービス事業特別会計繰出金	3,799

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	7,859	2 職員給与費	13,514
3 職員手当等	2,375	一般職	13,514
4 共済費	3,280	6 地域子育て支えあい事業	872
13 委託料	872	地域子育て支援センター運営経費	872

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	452	1 職員給与費	1,632
3 職員手当等	826	一般職	1,632
4 共済費	354	2 生活保護事務費	216
13 委託料	216	生活保護事務費	216

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	273,384	383	273,767				383
8 簡易水道費	52,246	△3,455	48,791				△3,455
9 水道費	40,199	96	40,295				96
計	2,608,493	△2,976	2,605,517				△2,976

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	245,958	△10,823	235,135				△10,823
3 田代環境プラザ 運営費	1,017,847	220	1,018,067				220
6 し尿処理費	206,840	△5,351	201,489				△5,351
計	1,971,576	△15,954	1,955,622				△15,954

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	165,478	△275	165,203				△275
計	927,924	△275	927,649				△275

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 林業総務費	27,902	3,449	31,351				3,449
計	340,225	3,449	343,674				3,449

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	162,252	△4,629	157,623				△4,629

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	268	1 職員給与費	383
3 職員手当等	△591	一般職	383
4 共済費	706		
28 繰出金	△3,455	1 簡易水道事業特別会計繰出金	△3,455
		簡易水道事業特別会計繰出金	△3,455
19 負担金、補助及び交付金	96	2 水道事業会計繰出金	96
		児童手当負担分	96

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,795	1 職員給与費	△10,823
3 職員手当等	△3,645	一般職	△10,823
4 共済費	△383		
2 給料	△288	1 職員給与費	220
3 職員手当等	△179	一般職	220
4 共済費	687		
2 給料	△4,090	1 職員給与費	△5,351
3 職員手当等	△585	一般職	△5,351
4 共済費	△676		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,734	1 職員給与費	△275
3 職員手当等	1,158	一般職	△275
4 共済費	301		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	766	1 職員給与費	3,449
3 職員手当等	1,961	一般職	3,449
4 共済費	722		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△5,742	2 職員給与費	△4,629
3 職員手当等	2,589	一般職	△4,629

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	834,710	△4,629	830,081				△4,629

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	334,352	10,300	344,652				10,300
計	334,352	10,300	344,652				10,300

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	171,604	17,509	189,113				17,509
4 公園管理費	170,373	△5,386	164,987				△5,386
7 公共下水道費	531,749	10,897	542,646				10,897
8 新東名 I C 周辺 地区開発費	774,964	10,000	784,964				10,000
計	1,727,630	33,020	1,760,650				33,020

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅総務費	88,754	△22,709	66,045				△22,709
計	283,033	△22,709	260,324				△22,709

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 防災費	193,881	△185	193,696				△185
計	1,555,236	△185	1,555,051				△185

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△1,476	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	3,107	1 職員給与費 10,300
3 職員手当等	4,617	一般職 10,300
4 共済費	2,576	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	9,967	2 職員給与費 17,509
3 職員手当等	3,951	一般職 17,509
4 共済費	3,591	
2 給料	△2,935	1 職員給与費 △5,386
3 職員手当等	△2,012	一般職 △5,386
4 共済費	△439	
28 繰出金	10,897	1 公共下水道事業特別会計繰出金 10,897 公共下水道事業特別会計繰出金 10,897
24 投資及び出資金	10,000	2 島田金谷 I C 周辺地区開発事業 10,000 株式会社賑わい創造舎出資金 10,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△12,205	1 職員給与費 △22,709
3 職員手当等	△6,898	一般職 △22,709
4 共済費	△3,606	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,691	2 職員給与費 △185
3 職員手当等	1,455	一般職 △185
4 共済費	51	

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	187,388	2,315	189,703				2,315
計	449,592	2,315	451,907				2,315

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	564,367	△15,590	548,777				△15,590
3 学校建設費	113,295	14,688	127,983			10,000	4,688
計	767,772	△902	766,870			10,000	△10,902

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	220,010	△8,943	211,067				△8,943
計	287,280	△8,943	278,337				△8,943

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	338,995	△10,122	328,873				△10,122
計	1,018,509	△10,122	1,008,387				△10,122

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	267,447	9,940	277,387				9,940
2 体育施設費	524,529	7,000	531,529				7,000
計	1,512,741	16,940	1,529,681				16,940

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	768	1 職員給与費 一般職	2,315
3 職員手当等	666		2,315
4 共済費	881		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△8,229	1 職員給与費 一般職	△15,590
3 職員手当等	△5,129		△15,590
4 共済費	△2,232		
15 工事請負費	14,688	1 小学校施設整備事業 島田第四小学校改築事業	14,688 14,688

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,158	1 職員給与費 一般職	△8,943
3 職員手当等	△3,516		△8,943
4 共済費	△1,269		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,431	2 職員給与費 一般職	△10,122
3 職員手当等	△3,050		△10,122
4 共済費	△641		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	3,901	2 職員給与費 一般職	9,940
3 職員手当等	3,300		9,940
4 共済費	2,739		
18 備品購入費	7,000	3 社会体育施設運営事業 総合スポーツセンター等管理運営経費	7,000 7,000

(款)11 災害復旧費

(項) 1 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農林業施設災害復旧費	20,000	30,000	50,000				30,000
計	20,000	30,000	50,000				30,000

(単位 :千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	30,000	1 農林業施設災害復旧事業 30,000 農業用施設災害復旧事業 30,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3	0	27,528	11,608 4.40	0	39,136	7,132	46,268	
	議 員	20	90,300	0	28,558 3.30	0	118,858	34,182	153,040	
	その他の 特別職	43	15,300	0	0	0	15,300	0	15,300	
	計	66	105,600	27,528	40,166	0	173,294	41,314	214,608	
補 正 前	長 等	3	0	27,528	11,608 4.40	0	39,136	6,811	45,947	
	議 員	20	90,300	0	28,558 3.30	0	118,858	34,182	153,040	
	その他の 特別職	43	15,300	0	0	0	15,300	0	15,300	
	計	66	105,600	27,528	40,166	0	173,294	40,993	214,287	
比 較	長 等	0	0	0	0 0	0	0	321	321	
	議 員	0	0	0	0 0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	321	321	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	614	0	2,400,393	1,631,653	4,032,046	772,728	4,804,774	
補正前	612	0	2,435,335	1,622,316	4,057,651	761,711	4,819,362	
比 較	2	0	△ 34,942	9,337	△ 25,605	11,017	△ 14,588	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	
	補正後	52,843	63,505	40,609	53,055	7,969	145,632	7,049	
	補正前	49,768	69,940	40,487	53,498	7,664	120,652	7,049	
	比 較	3,075	△ 6,435	122	△ 443	305	24,980	0	
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補正後	557,963	373,419	329,609					
	補正前	568,233	375,416	329,609					
	比 較	△ 10,270	△ 1,997	0					

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 34,942	その他の 増 減 分	△ 34,942	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	9,337	その他の 増 減 分	9,337	管 理 職 手 当 3,075 扶 養 手 当 △ 6,435 住 居 手 当 122 通 勤 手 当 △ 443 特 殊 勤 務 手 当 305 時 間 外 勤 務 手 当 24,980 期 末 手 当 △ 10,270 勤 勉 手 当 △ 1,997	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	税 務 職	看護保健職
平成30年	平均給料月額 (円)	324,969	340,975	273,642	309,241
	10月1日 平均給与月額 (円)	375,872	380,033	302,922	343,431
現 在	平均年齢 (歳)	43.6	54.0	36.0	39.7
平成30年	平均給料月額 (円)	325,166	347,023	285,041	313,900
	1月1日 平均給与月額 (円)	367,322	380,221	326,292	316,459
現 在	平均年齢 (歳)	44.1	53.3	37.3	40.6

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		税 務 職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 30年 10月 1日 現在	1級	24	5.0			5	13.2		
	2級	63	13.2			10	26.3	4	25.0
	3級	83	17.4	15	18.5	8	21.1	4	25.0
	4級	133	27.8	61	75.3	6	15.8	4	25.0
	5級	77	16.1	5	6.2	6	15.8	2	12.5
	6級	47	9.8			1	2.6	0	0.0
	7級	41	8.6			2	5.3	2	12.5
	8級	10	2.1						
	計	478	100.0	81	100.0	38	100.0	16	100.0
平成 30年 1月 1日 現在	1級	24	5.0			4	10.8		
	2級	50	10.5			10	27.0	3	21.4
	3級	84	17.6	12	14.6	5	13.5	4	28.6
	4級	155	32.5	65	79.3	10	27.0	2	14.3
	5級	68	14.3	5	6.1	5	13.5	2	14.3
	6級	46	9.6			1	2.7	2	14.3
	7級	40	8.4			2	5.4	1	7.1
	8級	10	2.1						
	計	477	100.0	82	100.0	37	100.0	14	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 行政職	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査 主任技師	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国・県	地方債	その他		
千円	千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円	
事務機器賃借料 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	12,042			31～33	12,042				12,042
	補正後	12,042			31～33	12,042				12,042
会議録検索システム 使用料 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	1,977			31～35	1,977				1,977
	補正後	1,977			31～35	1,977				1,977
市民活動中間支援 委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	5,375			31	5,375			3,000	2,375
	補正後	5,375			31	5,375			3,000	2,375
特別徴収に関するつ づり印刷製本 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	1,539			31	1,539				1,539
	補正後	1,539			31	1,539				1,539
県議会議員選挙投票 所駐車場整理委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	519			31	519	519			
	補正後	519			31	519	519			
県議会議員選挙ポス ター掲示場設置等委 託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	3,072			31	3,072	3,072			
	補正後	3,072			31	3,072	3,072			
県議会議員選挙期 日前投票事務委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	2,826			31	2,826	2,826			
	補正後	2,826			31	2,826	2,826			
コミュニティバス運行 管理委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	299,827			31	299,827	36,180		40,266	223,381
	補正後	299,827			31	299,827	36,180		40,266	223,381
養護老人ホームぎん もくせい管理運営委 託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	626,065			31～35	626,065			97,200	528,865
	補正後	626,065			31～35	626,065			97,200	528,865
後期高齢者人間ドク ク検診委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	800			31	800			415	385
	補正後	800			31	800			415	385

事 項	債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国・県	地方債	その他	
	千円	年 度	千円	年 度	千円	千円	千円	千円	千円
斎場火葬及び受付 委託 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	105,445		31~33	105,445				105,445
	補正後	105,445		31~33	105,445				105,445
ごみ資源収集運搬委 託 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	174,000		31	174,000				174,000
	補正後	174,000		31	174,000				174,000
外国人英語指導委 託 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	59,220		31~33	59,220				59,220
	補正後	59,220		31~33	59,220				59,220
スクールバス運行管 理委託 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	24,424		31	24,424				24,424
	補正後	24,424		31	24,424				24,424
小学校教員用教科 書等購入 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	146		31	146				146
	補正後	146		31	146				146
島田第四小学校仮 設校舎賃借料 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	346,400		31~33	346,400				346,400
	補正後	346,400		31~33	346,400				346,400
島田第四小学校浄 化槽設置工事 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	22,032		31	22,032			20,000	2,032
	補正後	22,032		31	22,032			20,000	2,032
中学校教員用教科 書等購入 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	3,064		31	3,064				3,064
	補正後	3,064		31	3,064				3,064
島田市民総合施設 プラザおおるり管理 運営委託 (平成30年度分)	補正前								
	補正額	298,074		31~35	298,074				298,074
	補正後	298,074		31~35	298,074				298,074
合 計	補正前	9,487,797		3,505,925	5,364,395	41,145		61,949	5,261,301
	補正額	1,986,847			1,986,847	42,597		160,881	1,783,369
	補正後	11,474,644		3,505,925	7,351,242	83,742		222,830	7,044,670

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	709,603	283	709,886
歳入合計	10,562,333	283	10,562,616

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	155,386	283	155,669			283	
歳出合計	10,562,333	283	10,562,616			283	

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	709,602	283	709,885
計	709,602	283	709,885

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	136,415	283	136,698			283	
計	140,263	283	140,546			283	

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費等繰入金	283	事務費等繰入金 283

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,266	1 職員給与費 一般職 283
3 職員手当等	898	
4 共済費	651	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	17	0	58,764	30,114	88,878	19,154	108,032	
補正前	17	0	60,030	29,421	89,451	18,503	107,954	
比 較	0	0	△ 1,266	693	△ 573	651	78	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	764	1,288	746	1,455	3,320	1	13,351
	補正前	932	668	746	1,089	3,000	1	13,638
	比 較	△ 168	620	0	366	320	0	△ 287
	区 分	勤勉手当 (千円)						
補正後	9,189							
補正前	9,347							
比 較	△ 158							

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,266	その他の 増 減 分	△ 1,266	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	693	その他の 増 減 分	693	管 理 職 当 手 当 △ 168 扶 養 手 当 620 通 勤 手 当 366 時 間 外 勤 務 手 当 320 期 末 手 当 △ 287 勤 勉 手 当 △ 158	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
平成 30 年 10 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	279,850	336,000
	平均給与月額 (円)	305,174	381,276
	平均年齢 (歳)	38.4	51.8
平成 30 年 1 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	286,756	331,100
	平均給与月額 (円)	309,253	395,456
	平均年齢 (歳)	37.6	51.0

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年10月1日現在	1級	3	18.8		
	2級	3	18.8		
	3級	2	12.5		
	4級	4	25.0	1	100.0
	5級	3	18.8		
	6級				
	7級	1	6.3		
	8級				
	計	16	100.0	1	100.0
平成30年1月1日現在	1級	3	18.8		
	2級	3	18.8		
	3級	2	12.5		
	4級	4	25.0	1	100.0
	5級	2	12.5		
	6級	1	6.3		
	7級	1	6.3		
	8級				
	計	16	100.0	1	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
国民健康保険人間 ドック検診委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	2,000			31	2,000				2,000
	補正後	2,000			31	2,000				2,000
合 計	補正前	7,500		2,300		3,000			3,000	
	補正額	2,000				2,000				2,000
	補正後	9,500		2,300		5,000			3,000	2,000

簡易水道事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	52,246	△3,455	48,791
3 繰越金	600	7,602	8,202
5 市債	267,000	0	267,000
歳入合計	392,120	4,147	396,267

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	371,305	4,139	375,444			△3,463	7,602
2 公債費	20,215	8	20,223			8	
歳出合計	392,120	4,147	396,267			△3,455	7,602

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	52,246	△3,455	48,791
計	52,246	△3,455	48,791

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	600	7,602	8,202
計	600	7,602	8,202

(款) 5 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業債	267,000	0	267,000
計	267,000	0	267,000

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	371,305	4,139	375,444			△3,463	7,602
計	371,305	4,139	375,444			△3,463	7,602

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 利子	2,966	8	2,974			8	
計	20,215	8	20,223			8	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△3,455	一般会計繰入金 △3,455

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	7,602	前年度繰越金 7,602

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 簡易水道事業債	0	簡易水道事業債 14,400 辺地対策事業債（簡易水道事業） △14,400

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△20	1 職員給与費 1,139
3 職員手当等	1,049	一般職 1,139
4 共済費	110	3 施設維持修繕経費 3,000
11 需用費	3,000	施設維持修繕経費 3,000
		4 建設改良事業 0
		建設改良事業 0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	8	1 地方債償還利子 8 地方債償還利子 8

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	0	13,845	7,812	21,657	4,536	26,193	
補正前	3	0	13,865	6,883	20,748	4,426	25,174	
比 較	0	0	△ 20	929	909	110	1,019	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	306	804	204	538	464	1	3,323
	補正前	288	246	52	557	350	1	3,205
	比 較	18	558	152	△ 19	114	0	118
	区 分	勤勉手当 (千円)						
補正後	2,172							
補正前	2,184							
比 較	△ 12							

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 20	その他の 増 減 分	△ 20	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	929	その他の 増 減 分	929	管 理 職 当 手 18 扶 養 手 当 558 住 居 手 当 152 通 勤 手 当 △ 19 時 間 外 勤 務 手 当 114 期 末 手 当 118 勤 勉 手 当 △ 12	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
平成30年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	379,400
	平均給与月額 (円)	486,725
	平均年齢 (歳)	56.8
平成30年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	383,667
	平均給与月額 (円)	432,648
	平均年齢 (歳)	55.6

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年10月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級	2	66.7
	5級		
	6級	1	33.3
	7級		
	8級		
	計	3	100.0
平成30年1月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級	2	66.7
	5級		
	6級	1	33.3
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	234,654	304,994	267,000	17,249	554,745
	補正額		△199	0		△199
	補正後	234,654	304,795	267,000	17,249	554,546
1.簡易水道 事業債	補正前	234,654	304,994	267,000	17,249	554,745
	補正額		△199	0		△199
	補正後	234,654	304,795	267,000	17,249	554,546
合 計	補正前	234,654	304,994	267,000	17,249	554,745
	補正額		△199	0		△199
	補正後	234,654	304,795	267,000	17,249	554,546

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入時の不用額

公共下水道事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	531,749	10,897	542,646
5 繰越金	8,000	1,742	9,742
歳入合計	1,394,770	12,639	1,407,409

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 下水道事業費	961,188	12,639	973,827			10,897	1,742
歳出合計	1,394,770	12,639	1,407,409			10,897	1,742

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	531,749	10,897	542,646
計	531,749	10,897	542,646

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	8,000	1,742	9,742
計	8,000	1,742	9,742

3 歳 出

(款) 1 下水道事業費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	104,218	12,639	116,857			10,897	1,742
計	104,218	12,639	116,857			10,897	1,742

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	10,897	一般会計繰入金 10,897

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	1,742	前年度繰越金 1,742

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	8,182	2 職員給与費 一般職 12,639
3 職員手当等	2,392	
4 共済費	2,065	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	12	0	51,154	24,431	75,585	15,101	90,686	
補 正 前	11	0	42,972	22,564	65,536	13,036	78,572	
比 較	1	0	8,182	1,867	10,049	2,065	12,114	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,866	1,487	1,249	891	2,017	1	10,134
	補正前	634	1,058	483	928	2,800	1	9,934
	比 較	1,232	429	766	△ 37	△ 783	0	200
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	6,786						
	補正前	6,726						
	比 較	60						

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	8,182	その他の 増 減 分	8,182	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	1,867	その他の 増 減 分	1,867	管 理 職 当 1,232 手 当 扶 養 手 当 429 住 居 手 当 766 通 勤 手 当 △ 37 時 間 外 勤 務 手 当 △ 783 期 末 手 当 200 勤 勉 手 当 60	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
平成30年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	327,675
	平均給与月額 (円)	367,962
	平均年齢 (歳)	43.2
平成30年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	321,600
	平均給与月額 (円)	368,636
	平均年齢 (歳)	43.7

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成 30年 10月 1日 現在	1級		
	2級	3	25.0
	3級	1	8.3
	4級	4	33.3
	5級	1	8.3
	6級	2	16.7
	7級	1	8.3
	8級		
	計	12	100.0
平成 30年 1月 1日 現在	1級	1	9.1
	2級	1	9.1
	3級	2	18.2
	4級	3	27.3
	5級	3	27.3
	6級		
	7級	1	9.1
	8級		
	計	11	100.0

介護保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,297,244	9,277	1,306,521
歳入合計	8,247,502	9,277	8,256,779

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	229,005	9,277	238,282			9,277	
歳出合計	8,247,502	9,277	8,256,779			9,277	

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,219,002	9,277	1,228,279
計	1,219,002	9,277	1,228,279

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	181,134	9,277	190,411			9,277	
計	181,134	9,277	190,411			9,277	

(単位 :千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 職員給与費等繰入金	9,277	職員給与費等繰入金 9,277

(単位 :千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	3,933	1 職員給与費 一般職 9,277
3 職員手当等	2,937	
4 共済費	2,407	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	21	0	81,895	44,053	125,948	26,377	152,325	
補 正 前	21	0	77,962	41,356	119,318	23,970	143,288	
比 較	0	0	3,933	2,697	6,630	2,407	9,037	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,742	1,888	1,934	1,698	6,223	1	18,110
	補正前	1,960	334	1,748	1,311	6,180	1	17,650
	比 較	△ 218	1,554	186	387	43	0	460
	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	12,457						
	補正前	12,172						
	比 較	285						

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,933	その他の 増 減 分	3,933	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	2,697	そ の 他 の 増 減 分	2,697	管 理 職 手 当 △ 218 扶 養 手 当 1,554 住 居 手 当 186 通 勤 手 当 387 時 間 外 勤 務 手 当 43 期 末 手 当 460 勤 勉 手 当 285	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
平成30年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	314,453	315,200
	平均給与月額(円)	357,988	374,102
	平均年齢(歳)	41.3	42.4
平成30年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	298,444	328,120
	平均給与月額(円)	355,277	382,558
	平均年齢(歳)	39.6	44.6

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年10月1日現在	1級	1	5.9		
	2級	4	23.5	1	25.0
	3級	2	11.8		
	4級	4	23.5	2	50.0
	5級	2	11.8	1	25.0
	6級	2	11.8		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0
平成30年1月1日現在	1級	2	12.5		
	2級	4	25.0		
	3級	2	12.5	1	20.0
	4級	3	18.8	3	60.0
	5級	1	6.3		
	6級	3	18.8		
	7級	1	6.3	1	20.0
	8級				
	計	16	100.0	5	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
高齢者等配食サービス事業委託 (平成30年度分)	補正前									
	補正額	19,802			31	19,802	5,581		11,996	2,225
	補正後	19,802			31	19,802	5,581		11,996	2,225
合 計	補正前	46,752		17,714		25,160	5,834		17,003	2,323
	補正額	19,802				19,802	5,581		11,996	2,225
	補正後	66,554		17,714		44,962	11,415		28,999	4,548

介護サービス事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	4,300	3,799	8,099
4 繰越金	3,000	8,620	11,620
歳入合計	70,699	12,419	83,118

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	48,231	12,419	60,650			3,799	8,620
歳出合計	70,699	12,419	83,118			3,799	8,620

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	4,300	3,799	8,099
計	4,300	3,799	8,099

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	3,000	8,620	11,620
計	3,000	8,620	11,620

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	48,231	12,419	60,650			3,799	8,620
計	48,231	12,419	60,650			3,799	8,620

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,799	一般会計繰入金 3,799

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	8,620	前年度繰越金 8,620

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	8,835	1 職員給与費 12,419 一般職 12,419
3 職員手当等	1,554	
4 共済費	2,030	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	8	0	32,192	14,988	47,180	9,111	56,291	
補正前	6	0	23,357	13,434	36,791	7,081	43,872	
比 較	2	0	8,835	1,554	10,389	2,030	12,419	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	0	736	204	745	634	2,750	1
	補正前	1	794	431	448	504	2,400	1
	比 較	△ 1	△ 58	△ 227	297	130	350	0

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	5,283	4,635
	補正前	5,289	3,566
	比 較	△ 6	1,069

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	8,835	その他の 増 減 分	8,835	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	1,554	その他の 増 減 分	1,554	管 理 職 当 手 △ 1 扶 養 手 当 △ 58 住 居 手 当 △ 227 通 勤 手 当 297 特 殊 勤 務 手 当 130 時 間 外 勤 務 手 当 350 期 末 手 当 △ 6 勤 勉 手 当 1,069	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		看護保健職
平成30年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	304,110
	平均給与月額 (円)	341,322
	平均年齢 (歳)	45.5
平成30年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	319,043
	平均給与月額 (円)	357,004
	平均年齢 (歳)	43.8

ウ 級別職員数

区分	級	看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年10月1日現在	1級		
	2級	4	50.0
	3級	2	25.0
	4級	2	25.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	8	100.0
平成30年1月1日現在	1級		
	2級	3	50.0
	3級	1	16.7
	4級	2	33.3
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	6	100.0

水道事業会計
予算に関する説明書

平成30年度島田市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1. 水道事業 収益			1,154,621	96	1,154,717	
	2. 営業外 収益		83,659	96	83,755	
		2. 他会計補助金	4,222	96	4,318	一般会計補助金の増

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1. 水道事業 費用			1,050,089	17,456	1,067,545	
	1. 営業費用		1,001,175	17,456	1,018,631	
		1. 原水及び 浄水費	427,480	1,101	428,581	人件費の増
		5. 総係費	62,074	16,355	78,429	退職給付費の増

平成30年度 島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	84,149
未収金の増加額	△ 13,109
未払金の増加額	511
退職給付引当金の増加額	7,800
賞与引当金の増加額	68
法定福利費引当金の増加額	46
小計	312,348
利息の支払額	△ 29,712
業務活動によるキャッシュ・フロー	282,860
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 527,907
一般会計からの補助金による収入	13,220
工事負担金による収入	49,305
加入分担金による収入	9,491
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 440,268
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための	
企業債による収入	250,000
企業債の償還による支出	△ 99,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	150,184
資金減少額	△ 7,224
資金期首残高	1,025,167
資金期末残高	1,017,943

平成30年度 島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	66,746
未収金の増加額	△ 42,628
未払金の減少額	△ 1,228
退職給付引当金の減少額	△ 21,805
賞与引当金の増加額	254
法定福利費引当金の増加額	92
小計	234,314
利息の支払額	△ 29,712
業務活動によるキャッシュ・フロー	204,826
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 558,119
一般会計からの補助金による収入	19,855
工事負担金による収入	74,882
加入分担金による収入	9,491
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 438,268
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための	
企業債による収入	292,000
企業債の償還による支出	△ 99,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	192,184
資金減少額	△ 41,258
資金期首残高	1,068,913
資金期末残高	1,027,655

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後 の 額	損益勘定 支弁職員		13		54,281	1,669	54,613	110,563	18,234	128,797
	資本勘定 支弁職員		1		1,953		1,158	3,111	734	3,845
	合計		14		56,234	1,669	55,771	113,674	18,968	132,642
補正前 の 額	損益勘定 支弁職員		13		54,281	1,669	37,424	93,374	18,147	111,521
	資本勘定 支弁職員		1		1,953		1,158	3,111	734	3,845
	合計		14		56,234	1,669	38,582	96,485	18,881	115,366
比 較	損益勘定 支弁職員		0		0	0	17,189	17,189	87	17,276
	資本勘定 支弁職員		0		0		0	0	0	0
	合計		0		0	0	17,189	17,189	87	17,276

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後の額	1,170	2,863	999	1,557
	補正前の額	1,170	2,725	723	1,337
	比較	0	138	276	220
	区分	時 間 外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後の額	2,665	13,454	8,908	24,155
	補正前の額	2,465	13,454	8,908	7,800
	比較	200	0	0	16,355

※職員数は予算積算上の人数

※手当には、児童手当を含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	17,189	その他の 増 減 分	17,189	扶養手当	138
				住居手当	276
				通勤手当	220
				時間外勤務手当	200
				退職給付費	16,355

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職	技能労務職	備 考
平成30年10月1日現在	平均給料月額 (円)	330,785	359,700	
	平均給与月額 (円)	366,754	426,000	
	平均年齢 (歳)	42.8	50.8	
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円)	327,815	356,800	
	平均給与月額 (円)	365,887	414,800	
	平均年齢 (歳)	43.4	50.1	

(2) 級別職員数

区分 級	平成30年10月1日現在				平成30年1月1日現在			
	一 般 職		技能労務職		一 般 職		技能労務職	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	1	7.7			2	15.4		
2 級	2	15.4			1	7.7		
3 級								
4 級	5	38.4	1	100.0	5	38.4	1	100.0
5 級	2	15.4			2	15.4		
6 級	2	15.4			2	15.4		
7 級	1	7.7			1	7.7		
8 級								
計	13	100.0	1	100.0	13	100.0	1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般職	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査 主任技師	係長	課長補佐	課長	部長

平成30年度 島田市水道事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	399,119		
(5) 総係費	61,159		
(7) 資産減耗費	16,000	959,077	
営業利益			32,778
3. 営業外収益			
(2) 他会計補助金	4,222		
(4) 雑収益	13,357	82,870	
4. 営業外費用			
(2) 雑支出	787	30,499	52,371
經常利益			85,149
6. 特別損失			
(2) 固定資産売却損	1,000	1,001	1,000
当年度純利益			84,149
前年度繰越利益剰余金			156,458
その他未処分利益剰余金変動額			170,000
当年度未処分利益剰余金			410,607

平成30年度 島田市水道事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	400,204		
(5) 総係費	77,514		
(7) 資産減耗費	16,000	976,517	
営業利益			15,338
3. 営業外収益			
(2) 他会計補助金	4,318		
(4) 雑収益	13,357	82,966	
4. 営業外費用			
(2) 雑支出	846	30,558	52,408
経常利益			67,746
6. 特別損失			
(2) 固定資産売却損	1,000	1,001	1,000
当年度純利益			66,746
前年度繰越利益剰余金			899
その他未処分利益剰余金変動額			170,000
当年度未処分利益剰余金			237,645

平成30年度 島田市水道事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日 現在)

(補正前)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

ア. 建物	246,091		
減価償却累計額	<u>△ 125,163</u>	120,928	
イ. 構築物	10,465,885		
減価償却累計額	<u>△ 4,421,514</u>	6,044,371	
ロ. 機械及び装置	1,230,506		
減価償却累計額	<u>△ 767,229</u>	463,277	
ハ. 車両運搬具	20,862		
減価償却累計額	<u>△ 15,828</u>	5,034	
ニ. 工具器具備品	23,701		
減価償却累計額	<u>△ 21,549</u>	2,152	
ホ. 建設仮勘定		<u>65,000</u>	
有形固定資産合計			6,912,488
無形固定資産合計			<u>15,577</u>
固定資産合計			<u>6,928,065</u>

2. 流動資産

(1) 現金及び預金			1,017,943
(2) 未収金		61,800	
貸倒引当金	<u>△ 1,025</u>	60,775	
(3) 貯蔵品			26,186
(4) 短期貸付金			<u>4,622</u>
流動資産合計			<u>1,109,526</u>
資産合計			<u><u>8,037,591</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債		1,790,002	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	181,097		
引当金合計		181,097	
(3) 長期預り金		1,000	
固定負債合計			1,972,099
4. 流動負債			
(2) 未払金		289,510	
(4) 預り金		21,092	
流動負債合計			429,763
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,710,732	
収益化累計額	△ 1,167,332		
繰延収益合計		1,543,400	
負債合計			3,945,262

資 本 の 部

6. 資本金			3,294,597
7. 剰余金			
(2) 利益剰余金			
ロ. 建設改良積立金	146,098		
ハ. 当年度未処分利益剰余金	410,607		
利益剰余金合計		664,031	
剰余金合計			797,732
資本合計			4,092,329
負債資本合計			8,037,591

平成30年度 島田市水道事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日 現在)

(補正後)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

ア. 建物	251,833		
減価償却累計額	<u>△ 125,010</u>	126,823	
ハ. 構築物	10,501,781		
減価償却累計額	<u>△ 4,430,782</u>	6,070,999	
ニ. 機械及び装置	1,242,822		
減価償却累計額	<u>△ 759,426</u>	483,396	
ホ. 車両運搬具	20,711		
減価償却累計額	<u>△ 15,986</u>	4,725	
ヘ. 工具器具備品	23,931		
減価償却累計額	<u>△ 21,498</u>	2,433	
ト. 建設仮勘定		65,000	
有形固定資産合計			6,965,102
無形固定資産合計			<u>15,577</u>
固定資産合計			<u>6,980,679</u>

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		1,027,655	
(2) 未収金	87,312		
貸倒引当金	<u>△ 1,001</u>	86,311	
(3) 貯蔵品		21,283	
(4) 短期貸付金		4,622	
流動資産合計			<u>1,139,871</u>
資産合計			<u><u>8,120,550</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債		1,790,378	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	149,623		
引当金合計		149,623	
(3) 長期預り金		1,000	
固定負債合計			1,941,001
4. 流動負債			
(2) 未払金		289,601	
(4) 預り金		19,996	
流動負債合計			428,758
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,707,612	
収益化累計額		△ 1,163,188	
繰延収益合計			1,544,424
負債合計			3,914,183

資 本 の 部

6. 資本金			3,392,597
7. 剰余金			
(2) 利益剰余金			
ロ. 建設改良積立金	335,098		
ハ. 当年度未処分利益剰余金	237,645		
利益剰余金合計		680,069	
剰余金合計			813,770
資本合計			4,206,367
負債資本合計			8,120,550

注記

Ⅱ. 予定貸借対照表等

1. 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

平成 30 年度に退職給付費を支給するため、45,960 千円の退職給付引当金を取り崩した。

(2) 賞与引当金の取崩し

前年度分の期末手当及び勤勉手当を翌年度に支給すると見込まれるため、平成 30 年度に 7,044 千円の賞与引当金を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

前年度分の法定福利費を翌年度に支払うと見込まれるため、平成 30 年度に 1,336 千円の法定福利費引当金を取り崩した。

予 算 内 訳 書

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1. 水道事業収益		1,154,621	96	1,154,717
2. 営業外収益		83,659	96	83,755
	2. 他会計補助金	4,222	96	4,318

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1. 水道事業費用		1,050,089	17,456	1,067,545
1. 営業費用		1,001,175	17,456	1,018,631
	1. 原水及び浄水費	427,480	1,101	428,581
	5. 総係費	62,074	16,355	78,429

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計補助金	96	児童手当補助金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2. 手当等	1,014	扶養手当 138 住居手当 276 通勤手当 220 時間外勤務手当 200 児童手当 180
4. 法定福利費	87	共済組合負担金
6. 退職給付費	16,355	退職給付引当金繰入額

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

平成30年度島田市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1	病院事業 費 用		13,633,728	26,686	13,660,414	
	1	医 業 費 用	12,961,571	26,686	12,988,257	
		1 給 与 費	7,230,901	21,870	7,252,771	給料、報酬、法定福利費の 増 手当等の減
		3 経 費	1,748,449	4,816	1,753,265	報償費の増

平成30年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 834,470
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	11,443
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	3,557
	未収金の増減額 (△は増加)	144,700
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 430,028
	小計	△ 564,230
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 590,217
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,108,538
	一般会計からの繰入金による収入	740,475
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,368,063
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 421,169
	財務活動に伴う流動資産及び流動負債等の増減	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,919,191
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,039,089
	資金期首残高	5,012,082
	資金期末残高	3,972,993

平成30年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 861,156
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,969
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	3,714
	未収金の増減額 (△は増加)	71,096
	未払金の増減額 (△は減少)	417,915
	小計	193,106
	業務活動によるキャッシュ・フロー	167,119
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,407,696
	一般会計からの繰入金による収入	973,158
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,434,538
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 493,207
	財務活動に伴う流動資産及び流動負債等の増減	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,847,153
	資金増加額 (又は減少額)	△ 420,266
	資金期首残高	4,093,074
	資金期末残高	3,672,808

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	750	165,819	2,949,232	588,100	2,503,240	6,206,391	1,144,614	7,351,005
	資本勘定 支弁職員		6		26,861		16,332	43,193	9,752	52,945
	合計	1	756	165,819	2,976,093	588,100	2,519,572	6,249,584	1,154,366	7,403,950
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	734	113,765	2,936,679	588,100	2,549,451	6,187,995	1,142,887	7,330,882
	資本勘定 支弁職員		6		26,861		16,332	43,193	9,752	52,945
	合計	1	740	113,765	2,963,540	588,100	2,565,783	6,231,188	1,152,639	7,383,827
比 較	損益勘定 支弁職員		16	52,054	12,553		△ 46,211	18,396	1,727	20,123
	資本勘定 支弁職員		0		0		0	0	0	0
	合計		16	52,054	12,553	0	△ 46,211	18,396	1,727	20,123

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	29,738	57,368	41,822	65,461	70,888	586,925
	補正前	29,340	56,461	44,145	63,435	67,863	610,755
	比較	398	907	△ 2,323	2,026	3,025	△ 23,830
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)				
	補正後	687,280	463,471				
	補正前	701,368	475,797				
比較	△ 14,088	△ 12,326					

※職員数は予算積算上の人数
 ※手当には、児童手当を含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	12,553	その他の増減分	12,553	職員の異動等に伴うもの	
手当	△ 46,211	その他の増減分	△ 46,211	管理職手当 398 扶養手当 907 地域手当 △ 2,323 住居手当 2,026 通勤手当 3,025 特殊勤務手当 △ 23,830 期末手当 △ 14,088 勤勉手当 △ 12,326	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分		医師・歯科医師 [医療職(1)]	医療技術職 [医療職(2)]	看護保健職 [医療職(3)]	事務技術職 [事務職]	技能労務職 [事務職]
平成30年	平均給料月額(円)	411,087	307,424	293,830	323,815	367,882
10月1日	平均給与月額(円)	1,104,197	373,740	361,677	374,833	419,060
現在	平均年齢(歳)	40歳7月	40歳5月	37歳2月	44歳2月	51歳11月
平成30年	平均給料月額(円)	420,467	300,632	293,829	333,733	365,996
1月1日	平均給与月額(円)	1,156,248	374,832	373,351	385,347	422,907
現在	平均年齢(歳)	41歳5月	40歳5月	37歳4月	44歳6月	51歳2月

(3) 級別職員数

平成30年10月1日現在

級	医師・歯科医師 [医療職(1)]		医療技術職 [医療職(2)]		看護保健職 [医療職(3)]		事務技術職 [事務職]		技能労務職 [事務職]	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	30	37.0					1	1.9		
2級	25	30.9	17	14.1	123	26.5	5	9.4		
3級	21	25.9	31	25.6	169	36.4	14	26.4		
4級	3	3.7	51	42.1	146	31.5	14	26.4	33	100.0
5級	2	2.5	16	13.2	24	5.2	9	17.0		
6級			4	3.3	2	0.4	5	9.4		
7級			2	1.7			4	7.6		
8級							1	1.9		
計	81	100.0	121	100.0	464	100.0	53	100.0	33	100.0

平成30年1月1日現在

級	医師・歯科医師 [医療職(1)]		医療技術職 [医療職(2)]		看護保健職 [医療職(3)]		事務技術職 [事務職]		技能労務職 [事務職]	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	29	35.3					1	2.0		
2級	24	29.3	16	13.4	119	26.0	4	7.8		
3級	24	29.3	34	28.6	174	38.1	12	23.5		
4級	4	4.9	46	38.7	135	29.6	16	31.4	33	100.0
5級	1	1.2	17	14.3	27	5.9	10	19.6		
6級			5	4.2	2	0.4	3	5.9		
7級			1	0.8			4	7.8		
8級							1	2.0		
計	82	100.0	119	100.0	457	100.0	51	100.0	33	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	医師・歯科医師 〔医療職(1)〕 (5級制)	医療技術職 〔医療職(2)〕 (7級制)	看護保健職 〔医療職(3)〕 (6級制)	事務技術職 〔事務職〕 (8級制)
1級	副医長 医員	マッサージ師	(准)看護師	事務員 技術員
2級	医長	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 視能訓練士 歯科衛生士 栄養士 臨床工学技士 作業療法士 言語聴覚士 マッサージ師	助産師 看護師 専任教員	書記 技手
3級	部長			主事 技師
4級	副院長 部長	主任・副主任 薬剤師 主任・副主任 診療放射線技師 主任・副主任 臨床検査技師 主任・副主任 理学療法士 主任・副主任 視能訓練士 主任・副主任 歯科衛生士 主任・副主任 栄養士 主任・副主任 臨床工学技士 主任・副主任 作業療法士 主任・副主任 言語聴覚士 主任・副主任 マッサージ師	主任助産師 主任看護師 主任専任教員 副主任助産師 副主任看護師 副主任専任教員	主査 主任技師
5級	院長	補佐 係長	副部長 看護師長 教務課長 教務主任 係長	係長
6級		局長 室長 技師長	部長 副校長	課長 補佐
7級		部長		課長
8級				部長

(4) 昇給

区 分		合 計	医師・歯科医師 [医療職(1)]	医療技術職 [医療職(2)]	看護保健職 [医療職(3)]	事務技術職 [事務職]	技能労務職 [事務職]	
補正後	職員数(A) (人)	756	83	121	466	53	33	
	昇給に係る職員数(B) (人)	756	83	121	466	53	33	
	昇給数別内訳	2号給(人)	61	10	12	28	4	7
		4号給(人)	510	53	79	322	37	19
		6号給(人)	149	16	24	93	10	6
		8号給(人)	36	4	6	23	2	1
比率(B)/(A) (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
補正前	職員数(A) (人)	740	81	119	456	51	33	
	昇給に係る職員数(B) (人)	740	81	119	456	51	33	
	昇給数別内訳	2号給(人)	62	11	11	30	3	7
		4号給(人)	498	50	80	313	36	19
		6号給(人)	146	16	23	91	10	6
		8号給(人)	34	4	5	22	2	1
比率(B)/(A) (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

※事業管理者は含まない。

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医師・ 歯科医師 [医療職(1)]	医療技術職 [医療職(2)]	看護保健職 [医療職(3)]	事務技術職 [事務職]	技能労務職 [事務職]
給料総額に対する比率(%)	19.6	105.2	1.3	8.1	0.4	6.4
支給対象職員の比率(%) (平成30年10月1日現在)	99.7	100.0	100.0	100.0	96.2	100.0
支給対象職員1人当たりの 平均支給月額(円)	64,074	422,457	4,168	25,515	1,441	23,639
代表的な特殊勤務手当の名称	診療手当、業務手当、解剖手当、夜間看護手当					

(8) 地域手当

支給対象地域	全 地 域
支給率(%)	10.0
支給対象職員数(人)	84
国の指定基準に基づく 支給率(%)	15.0

※医療職給料表(一)の適用を受ける職員のみ

平成30年度島田市病院事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

2	医業費用				
	(1) 給与	費用	7,230,901		
	(3) 経	費用	1,655,821		
	(6) 研究研修	費用	73,125	12,862,370	
	医業損失				895,323
	経常損失				834,470
	当年度純損失				834,470
	前年度繰越欠損金				6,950,471
	当年度未処理欠損金				7,784,941

平成30年度島田市病院事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

2	医業費用				
	(1) 給与	費用	7,252,771		
	(3) 経	費用	1,660,637		
	(6) 研究研修	費用	73,125	12,889,056	
	医業損失				922,009
	経常損失				861,156
	当年度純損失				861,156
	前年度繰越欠損金				7,282,215
	当年度未処理欠損金				8,143,371

平成30年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ロ 建 物	12,707,225		
減価償却累計額	<u>△ 8,738,429</u>	3,968,796	
ハ 構 築 物	639,521		
減価償却累計額	<u>△ 565,563</u>	73,958	
ニ 器械及び備品	9,479,335		
減価償却累計額	<u>△ 7,060,205</u>	2,419,130	
ホ 車 両	14,416		
減価償却累計額	<u>△ 11,025</u>	3,391	
ト 建設仮勘定		<u>2,855,522</u>	
有形固定資産合計			12,324,657

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		378,757	
ロ その他投資		<u>550</u>	
投資合計			<u>379,307</u>
固定資産合計			12,708,400

2 流動資産

(1) 現金及び預金		3,972,993	
(2) 未 収 金		1,928,883	
貸倒引当金		<u>△ 11,337</u>	1,917,546
(3) 貯 蔵 品		309,767	
(4) 前 払 費 用		1,852	
(5) その他流動資産		<u>2,465</u>	
流動資産合計			<u>6,204,623</u>
資 産 合 計			<u>18,913,023</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>3,900,803</u>		
	企業債合計		3,900,803	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>3,103,235</u>		
	引当金合計		<u>3,103,235</u>	
	固定負債合計			7,004,038
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>452,259</u>		
	企業債合計		452,259	
	(2) 未払金		998,181	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	374,049		
	ロ 法定福利費引当金	<u>64,448</u>		
	引当金合計		438,497	
	(4) 預り金		<u>9,752</u>	
	流動負債合計			1,898,689
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		680,799	
	収益化累計額		<u>△ 518,718</u>	
	繰延収益合計			<u>162,081</u>
	負債合計			<u><u>9,064,808</u></u>

資本の部

6	資本金			17,632,386
7	剰余金			
	(1) 利益剰余金			
	ハ 当年度未処理欠損金	<u>7,784,941</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 7,784,171</u>	
	剰余金合計			<u>△ 7,784,171</u>
	資本合計			<u><u>9,848,215</u></u>
	負債資本合計			<u><u>18,913,023</u></u>

平成30年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ロ 建物	12,674,187		
減価償却累計額	<u>△ 8,714,639</u>	3,959,548	
ハ 構築物	725,948		
減価償却累計額	<u>△ 564,692</u>	161,256	
ニ 器械及び備品	8,640,675		
減価償却累計額	<u>△ 6,507,960</u>	2,132,715	
ホ 車両	14,416		
減価償却累計額	<u>△ 11,024</u>	3,392	
ト 建設仮勘定		<u>2,714,566</u>	
有形固定資産合計			11,975,337

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		351,024	
ロ その他投資		<u>550</u>	
投資合計			<u>351,574</u>
固定資産合計			12,331,347

2 流動資産

(1) 現金及び預金		3,672,808	
(2) 未収金	1,911,027		
貸倒引当金	<u>△ 10,448</u>	1,900,579	
(3) 貯蔵品		300,422	
(4) 前払費用		1,958	
(5) その他流動資産		<u>2,325</u>	
流動資産合計			<u>5,878,092</u>
資産合計			<u>18,209,439</u>

負債の部

3	固定負債				
	(1) 企業債				
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>3,760,611</u>			
	企業債合計			3,760,611	
	(2) 引当金				
	イ 退職給付引当金	<u>3,068,551</u>			
	引当金合計			<u>3,068,551</u>	
	固定負債合計				6,829,162
4	流動負債				
	(1) 企業債				
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>386,251</u>			
	企業債合計			386,251	
	(2) 未払金			999,541	
	(3) 引当金				
	イ 賞与引当金	383,574			
	ロ 法定福利費引当金	<u>64,605</u>			
	引当金合計			448,179	
	(4) 預り金			<u>6,897</u>	
	流動負債合計				1,840,868
5	繰延収益				
	(1) 長期前受金			675,921	
	収益化累計額			<u>△ 514,692</u>	
	繰延収益合計				<u>161,229</u>
	負債合計				<u><u>8,831,259</u></u>

資本の部

6	資本金				17,520,781
7	剰余金				
	(1) 利益剰余金				
	ハ 当年度未処理欠損金	<u>8,143,371</u>			
	利益剰余金合計			<u>△ 8,142,601</u>	
	剰余金合計				<u>△ 8,142,601</u>
	資本合計				<u><u>9,378,180</u></u>
	負債資本合計				<u><u>18,209,439</u></u>

注記

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

平成 29 年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,311,067 千円である。

平成 30 年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,875,040 千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

平成 29 年度において、退職給付費として 165,033 千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金を 165,033 千円取り崩した。

平成 30 年度において、退職給付費として 251,978 千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金を 251,978 千円取り崩した。

(4) 貸倒引当金の取崩し

平成 29 年度において、医業未収金の不納欠損による損失として 9,655 千円が見込まれるため、貸倒引当金 9,655 千円を取り崩した。

平成 30 年度において、医業未収金の不納欠損による損失として 20,291 千円が見込まれるため、貸倒引当金 20,291 千円を取り崩した。

予 算 内 訳 書

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業費用		13,633,728	26,686	13,660,414
1 医業費用		12,961,571	26,686	12,988,257
	1 給与費	7,230,901	21,870	7,252,771

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	12,553	医師・歯科医師給 2人 △ 23,780 看護師・助産師給 10人 32,312 医療技術員給 2人 1,026 事務技術員給 2人 2,995
2 手当等	△ 44,464	医師・歯科医師手当 △ 40,423 地域手当 △ 2,323 扶養手当 △ 919 管理職手当 1,876 期末手当 △ 8,661 勤勉手当 △ 4,169 通勤手当 △ 1,209 特殊勤務手当 △ 24,928 住居手当 △ 302 児童手当 212 看護師・助産師手当 △ 14,129 扶養手当 545 管理職手当 △ 1,658 期末手当 △ 9,687 勤勉手当 △ 10,014 通勤手当 4,044 特殊勤務手当 834 住居手当 1,162 児童手当 645 医療技術員手当 △ 1,619 扶養手当 382 管理職手当 △ 104 期末手当 △ 1,909 勤勉手当 △ 1,868 通勤手当 264 特殊勤務手当 264 住居手当 922 児童手当 430

款 項		目	既決予算額	補正予算額	計
		3 経費	1,748,449	4,816	1,753,265

節		説明	
区分	金額		
		事務技術員手当	2,181
		扶養手当	899
		管理職手当	284
		期末手当	307
		勤勉手当	61
		通勤手当	△ 74
		住居手当	244
		児童手当	460
		賞与引当金繰入額	9,526
4 報酬	52,054	非常勤嘱託医師報酬	52,054
5 法定福利費	1,727	共済組合負担金	1,570
		法定福利費引当金繰入額	157
2 報償費	4,816	非常勤医師報償	4,816